

令和7年12月5日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和7年12月5日（金）午後3時30分 田辺市文化交流センターたなべる 2階 大会議室

農業委員数18名

出席者16名

1 番 山崎 清弘	2 番 田中 輝勇	3 番 鈴木 一弘	4 番 中嶋 正行
5 番 福島 隆	6 番 更井 寛司	7 番 谷本 喜久	8 番 谷口 浩司
9 番 坂本 隆英	10 番 瀧川 裕司	12 番 玉置 伸	14 番 山本 敏夫
15 番 高田 幸安	16 番 川井 洋之	17 番 長嶺 博司	19 番 峯園 五郎

欠席者 11 番 岡 潔 13 番 上森 力

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 主事 小出真衣 事務員 近藤祐斗

会議録署名委員 9 番 坂本 隆英 10 番 瀧川 裕司

議 長

皆さんこんにちは、一昨日から急に寒くなりまして、前日が21度あったのが10度を下回って、大変寒い日でした。体が気温の変化についていけないので、本当に老化というのは辛いもんだなと、身にしみて感じております。さて、5年に一度の農林業センサスの速報値が、先月の28日に発表されました。皆さん方も地方紙などで見ていると思うんですけども、自営農業を主な仕事とする農業従事者というのが、和歌山県全体で10年前より3割減少したというふうに書いてありました。平均年齢は67.1歳ということで、年代別では70代前半が最も多い、18.6%ということでございました。ちょうど私の年代が一番多いのかなということですが、10年後を考えたら、さらに農業従事者が減っていくだろうなというふうに実感した次第です。その次が70代後半で17.2%ということで、70代で3割を大きく超える高齢化の状態であります。新規就農者も徐々に増加はしておるんですけども、他業種から就農される場合に、農作業というのはいろんな機械等が必要で、例えば漬け梅だと、倉庫や選果する場所だとか、施設が必要になってくるんで、大変経費が掛かるということで、二の足を踏むんじゃないかなというふうに思っております。農地バンクがあるので、農地の売買や貸借の制度はそろっているんですが、農業を行っていくうえで必要な施設とか、機械、そういうものがストックできるような制度というのができないものかなと、常々思っておるんですけども、そういうものでストックをしてもらったら、そこで借りる、あるいは購入するというふうなことで、新規参入者が増えるんじゃないかなというようにも考えております。一方で、法人などの団体経営者が14%増えているということで、経営耕地面積も3ha以上で増加をしているということです。中でも、5ha以上が72%も増加しているということで、今後もこの傾向が続くんじゃないかなと思います。我々は、耕作放棄地を減らすというのは難しいと思うんですけど、歯止めをかけて、これ以上増えていかないようにする、何とかそういうものができないのかなと、新しい政策というのを、国か、県が作ってくれるのを祈るばかりでございます。

農振課 近藤

それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定及び利用権の変更についての申し出がありますので、併せて事務局から説明をお願いします。

それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 111㎡、他1筆、合計1, 153㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和7年11月14日です。続きまして、農用地利用集積等促進計画による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 318㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和8年2月1日から令和18年1月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、860㎡、他1筆、合計4, 131㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の果樹、期間は令和8年2月1日から令和28年1月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、487㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年2月1日から令和28年1月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 856㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年2月1日から令和28年1月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、366㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和8年2月1日から令和10年3月31日の新規です。合計5件、6筆、9, 158㎡、貸し手5名、公社を通じて借り手4名です。続きまして利用権の変更について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、667㎡、他2筆、合計1, 279㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年2月1日から令和15年1月31日の新規でしたが、契約内容変更の為、利用権の種類・内容を使用貸借の梅から賃貸借の梅、年間30, 000円、口座払い、始期を令和8年2月1日からに変更しています。以上、利用権設定5件、利用権の変更1件について、計画書を審査いたしましたところ、特に問題ないと判断いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。
(なしの声)

議 長

はい、ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番をお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。この畑は以前から野菜を作られているところです。異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。近所同士の貸し借りですので異議ございません。

議 長

はい、3番と4番。

〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇番の〇〇委員さんが欠席されておりますので、代わりに報告させていただきます。〇〇委員さんから特に異議ないということ聞いております。異議ございません。
議	長	はい、5番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、変更の1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。特に異議ございません。
議	長	はい、以上6件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。近藤君、ありがとうございました。はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、11番岡潔委員さん、13番上森力委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、9番坂本隆英委員さん、10番瀧川裕司委員さんよりしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地の形状変更願について、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、議案第6号許可の取消願（農地法第4条）について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。
小出	主事	1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は171㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は653㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は881㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,284㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は689㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は811㎡、他1筆、合計1,390㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,709㎡、他1筆、合計5,174㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,214㎡、他8筆、合計8,089

㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1, 781㎡、他4筆、合計8, 550㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は13㎡、他3筆、合計414㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。農地を所有できる外国人在留資格有りです。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は672㎡、他4筆、合計1, 512㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は133㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は449㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は251㎡、他16筆、合計5, 524㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。15番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4, 270㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。16番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は277㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上16件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長
 〇〇番 委員 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。この農地は〇〇〇〇さんの自宅に隣接しているところです。〇〇さんは農業経営を精力的にやっておりますので、異議ございません。

議 長
 〇〇番 委員 はい、2番から5番。
 議 長
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番から5番について、異議ございません。

議 長
 〇〇番 委員 はい、6番。
 議 長
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長
 〇〇番 委員 はい、7番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇の案件ですけども代わって説明します。あっせんによる売買ですので異議ございません。

議 長
 〇〇番 委員 はい、8番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。同じくこの件もあっせんによる売買です。異議ございません。

議 長
 〇〇番 委員 はい、9番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。営農計画書も添付されておりますし異議ございません。

議 長
 〇〇番 委員 はい、10番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんが欠席ですので代わりに説明します。この

議	長	案件について異議なしということを聞いております。異議ございません。
〇〇番	委員	はい、１１番、１２番。
		〇〇番〇〇です。１１番、１２番について、両方とも住宅と一緒にそこにある農地も一緒に購入するということです。異議ございません。
議	長	はい、１３番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。譲渡人は現在休耕していて、シートをかぶせている状況で、譲受人から譲渡してほしいという申し出があつて譲渡することになりました。異議ございません。
議	長	はい、１４番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。長男への一括譲渡です。異議ございません。
議	長	はい、１５番、１６番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。１５番、１６番ともに異議ございません。
議	長	はい、以上１６件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。一つ質問よろしいでしょうか。１０番の〇〇〇〇さんの件なんですけども、教えてほしいんですけど、外国人在留資格ありということで、今回贈与ということで出ておるんで、この方は、７３５㎡を持たれておるんですけども、実際住まれておるんですか。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。この方は古民家を買って宿泊施設にして、外国の方を相手に営業しているんですけども、自分のところで野菜とかを作って、古民家で食べてもらうのということです。４、５ヶ月ぐらい前から農地を購入して作っています。ということを〇〇さんから聞いています。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。土地取得後に本国に帰って連絡が取れなくて、固定資産税を滞納しているような懸案もあるということを見たんで、ちょっと心配だったんで質問させていただきました。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。農地を所有できる在留資格について、明文化された基準とかがあれば、出していただけたらと思います。
議	長	外国人が農地を所有できる資格について、調べて報告をお願いします。それでは、議案第１号農地法第３条申請１６件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第２号農地法第４条申請についてですが、関連がございますので、まず、議案第６号許可の取消願（農地法第４条）についてご審議いただきます。事務局の説明をお願いします。
松平	係長	１２ページをお願いします。議案第６号許可の取消願（農地法第４条）です。１番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は３６３㎡の内７．５２㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は排水路７．５２㎡、許可日は令和７年８月２１日、許可番号は和歌山県指令西農農地第〇〇〇〇号です。許可取消願の理由は、排水路（Ｕ字溝）設置の転用許可を受けて、工事を行っていたところ、申請地西側の下流の側溝へ放流するには、計画通りに施工すると、隣接する道路

の高さよりU字溝が約6 c m高くなることが判明しました。このことから、U字溝の設置位置を隣接する道路より北側へ約1 8 c mずらして設置し、かつ、隣接する道路との間をコンクリートで舗装して、段差が生じないように急遽調整したとのこと。その際に、許可を得ていない部分も工事してしまったため、許可を取り消したうえで、再度、現場に合わせた許可申請を行うものです。以上1件、ご審議の程よろしく申し上げます。1番お願いします。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番お願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。先日、3日の日ですけども、〇〇〇〇委員と事務局2人と私の4人で現地調査に行ってきました。それでは報告させていただきます。1番の申請場所は、〇〇〇〇より西へ約4 0 0 mということで、今事務局から説明がありました通り、前回許可を受けた7. 5 2 m²を取り消して、新たに1 0 m²で許可申請するという案件です。現状周辺農地に対しての影響ありませんので、問題ないかと思います。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査委員さんから説明のあったとおり、問題ないと思います。異議ございません。

議 長

はい、以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長

7ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が用悪水路、面積は1 0 m²、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は排水路1 0 m²、着工日、工事期間は許可日より1ヶ月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この案件につきまして、先ほど話をさせていただきましたとおり、許可を得ていない部分も工事してしまっているということで、始末書が添付されておりますので内容を読み上げさせていただきます。私は、一部転用の許可を得て工事をしましたが、許可を得ていない部分についても工事してしまいました。このことについては誠に申し訳なく思っております。今後、この様なことがないように厳重に注意致しますので、今回だけは、何卒寛大なる御配慮をお願いします。とのこと。この土地は住宅地等に囲まれた小集団の農地の1つであるため、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は6 1 m²、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟、事業全体2 5 3. 6 5 m²の内6 1 m²、着工日、工事期間は許可日より1 2ヶ月以内、農用地の内外は令和7年1 0月3 1日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接しているため、第

2種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第6項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番につきましては、先ほどの取消願のあった案件です。事務局の説明にあったとおり始末書も添付されておりますし、先ほども説明しました通り、周辺農地に対しての影響ありませんので、問題ないと思います。2番につきましては、申請場所は、〇〇〇〇より東へ約400m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側と南側は畑、申請者所有地です。西側は畑、同意あり。北側は県道となっております。〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、県道拡幅工事に伴い、住宅を後ろに下げて再建築する必要があります、この度、住宅用地に転用するものです。ちょうど現場に行った時も県道の工事が行われていました。転用内容は住宅、切土、盛土はありません。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、北側県道側溝へ放流するとのこと。特に問題はないと思われます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員の報告どおりで、始末書も出ておりますし、何ら問題ないと思います。異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員に説明いただいたとおりです。特に異議ございません。

議 長 はい、以上2件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 8ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は444㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、使用目的及び規模は住宅1棟、91.50㎡、駐車場・庭園等、352.50㎡、合計444㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和7年10月31日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接しているため、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は176㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅・車庫1棟、100.20㎡、庭園等、75.80㎡、合計176㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。こ

の土地は住宅地等に囲まれた小集団の農地の1つであるため、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は85㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は86㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は墓地、171㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和7年10月31日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地の1つであるため、第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番、申請場所は、〇〇〇〇の上手を右折して100mほど入ったところで、〇〇〇〇より西へ約500m、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側と西側は畑と宅地、同意あります。南側は宅地と里道、北側は市道となっております。〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、譲渡人は高齢のため、農作業が困難となっていたところ、この度、話がまとまり、住宅用地として転用するものです。転用内容は住宅・駐車場・庭園、盛土50cmです。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、北側市道側溝へ放流するとのことです。何ら問題はないと思われます。2番は〇〇〇〇委員さんに報告していただきます。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。2番の〇〇〇〇の案件について報告します。申請場所は、先ほどの4条申請と同じ場所で、〇〇〇〇より西へ約400m、現況は休耕畑です。隣接農地に影響はありませんし、水利組合の同意もございます。転用理由選定理由は、譲渡人は、一緒に耕作する予定であった母が体調を崩すなどの諸事情により、農作業が困難となっていたところ、この度、話がまとまり、住宅用地として転用するものです。転用内容は住宅・車庫・庭園、盛土10cmです。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、西側市道側溝へ放流するとのことです。特に問題はないと思われます。3番につきましては、〇〇委員から報告していただきます。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。3番、申請場所は、〇〇〇〇より北へ約3.5km、こちらから行くと〇〇〇〇を越えて右手にあります。昔、〇〇〇〇があったんですけども、その下手100mのところにあります。現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側、西側は畑で譲渡人の所有地です。南側は県道、北側は畑、同意ありと里道となっております。地元の水利管理者の同意があります。転用理由選定理由は、宗教法人である〇〇〇〇は、檀家からの要望により、現在の斜面にある墓地を、参拝しやすい平地に移設するため、当該地を転用するものです。転用内容は墓地、切土25cm、盛土10cmから78cmです。排水等につきましては、雨水は自然浸透及び新設側溝を經由し、南側県道側溝へ放流するとのことです。

何ら問題はないと思われます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1 番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。娘さんが数年前に亡くなられて、本人さんも高齢のため農業ができなくなってきた、譲受人からそこへ住みたいとの要望があったそうです。異議ありません。

議 長 はい、2 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。何ら問題ないと思います。異議ございません。

議 長 はい、3 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんから報告のあったとおり、異議ございません。

議 長 はい、以上3 件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第4 号農地の形状変更願について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 10 ページをお願いします。議案第4 号農地の形状変更願です。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は9, 827㎡の内1, 515㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6 ヶ月以内、隣接同意、水利同意は不要です。以上1 件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1 番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1 番、申請場所は、〇〇〇〇より西へ約600m、〇〇〇〇の手前を左側に進んでしばらく行ったところです。現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側は畑、申請者所有地と山林です。西側は公衆用道路、南側は雑種地、北側は公衆用道路となっております。水利同意は不要です。形状変更の理由は、盛土して、梅畑にしたいということです。内容は、大変広い土地でほぼ1 町あるとのことで、道沿いの部分を上げたいということで、北側の一部を盛土40cm するとのことです。排水等につきましては、雨水は自然浸透とするとのことです。何ら問題はないと思われます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1 番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。ここは、パイロット事業で造成したところですが、この部分は水はけが悪く、耕作が困難な部分を形状変更して、農業をするとのことです。異議ありません。

議 長 はい、以上1 件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第5

		号農地等売渡あっせん申出について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	11ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,646㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は2,000kg、希望価格は80万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1番から願います。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番ですが、〇〇〇〇さんは現在住所が〇〇〇〇になっています。この方は定年を過ぎまして、梅取りだとか、大概こちら、地元におられるんですが、高齢で一人で細々とやっている状態ですので、あっせんの申し出が出ております。モノラックはついております。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは議案第5号農地等売渡あっせん申出1件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。
委員	全員	異議なし。
議	長	ないようですのであっせんすることにいたします。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それでは1番は〇〇〇〇の案件ですので、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名をお願いします。以上、あっせんについて、委員さん方、大変お忙しいと思いますが、よろしくお願いいたします。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	13ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,034㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年11月13日、価格は250万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は345㎡、他1筆、合計1,530㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年11月13日、価格は170万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上2件、ご報告申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それではあっせんの顛末について報告をお願いします。1番から願います。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。去る11月13日、売渡人の〇〇〇〇さん宅に、買受人の〇〇〇〇さんと、〇〇委員さんと〇〇委員さんと私が集まりあっせんを行い、希望価格で成立いたしました。以上です。
議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。11月13日、買受人の〇〇〇〇さん宅に、関係者全員集まりましてあっせんを行ったところ、希望価格のとおりあっせんが成立しました。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

(なしの声あり。)

議 長

ないようですので農地等売渡あっせん成立の報告とさせていただきます。委員さん方本当にご苦労様でございました。続きまして、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長

14ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は109㎡の内2.25㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、データ通信基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は984㎡の内705.65㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、鉄塔工事敷地、鉄塔用地、仮設道路です。以上2件、ご報告申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長

ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号 農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局の説明をお願いします。

小出 主事

15ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は689㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年11月1日です。理由は親子で使用貸借契約を締結し、経営移譲年金を受給していたが、受給開始後、父から相続した土地を、第三者に譲渡するため、合意解約を行う。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,856㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年10月30日です。理由は親子で使用貸借契約を締結し、経営移譲年金を受給していたが、新たな借人との契約のため、親子での使用貸借契約を解約し、県農業公社が行う農地中間管理事業にて使用貸借を行う。以上2件、ご報告申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長

ないようですので報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。11月の県の農業会議に提出致しました4条申請1件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。今日で今年の委員会も終わりということで、みかんを採られる方も、梅の剪定を行われる方も、忙しいと思うんですけども、年末年始はゆっくり体を休めて、1月の農業委員会に元気な姿を見せていただきますよう、養生していただきたいなと思います。私も注意して頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。事務局からも特に報告がないようですので、これで閉会とした

と思います。ありがとうございました。

〇〇時〇〇分終了